

瑞浪市図書館協議会の概要

設置根拠	図書館法（昭和 25 年法律第 118 号） 瑞浪市民図書館の設置及び管理に関する条例（昭和 46 年条例第 18 号）
役 割	瑞浪市長及び瑞浪市民図書館長の諮問に応じるとともに、図書館の運営やサービスについて意見を述べる。
委 員	定数は 10 人以内とし、市長が任命する。 任期は 2 年間（途中交代は前任の残任期間）とする。
会 議	毎年 2 回開催し、必要に応じて臨時会を開催する。
会 長	委員の互選により定める。

＝ 関係法令等（抜粋） ＝

■図書館法

第 14 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 15 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

※図書館奉仕とは（図書館法より）

第 3 条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- (3) 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- (4) 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (5) 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- (6) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- (7) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (8) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- (9) 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

■瑞浪市民図書館の設置及び管理に関する条例（昭和 46 年条例第 18 号）

第 9 条 法第 16 条の規定に基づき、図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10 人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 図書館協議会に会長を置き、委員は、会長を互選により定める。